

Iwamizawa Chamber of Commerce and Industry

岩見沢商工会議所だより

'24.2

発行所 / 岩見沢商工会議所
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

【No.504】

好評

当所
会員限定

無料法律相談会

～従業員の方の個人的な
ことでも相談できます～

開催日時

令和6年2月26日(月)
13:00～15:00

相談員

弁護士法人PLAZA総合法律事務所
弁護士 馬場 聡

Topics



- ・岩見沢商工会議所青年部「新春の集い」
- ・所得税・消費税の申告受付が始まります

2 ページ
4 ページ

- ・持続化補助金、IT導入補助金のお知らせ
- ・第34回いわみざわドカ雪まつり開催

3 ページ
5 ページ

令和6年 新春会員交流会開催

～コロナ5類引き下げ後、4年ぶりの開催となりました～

1月9日、新しい年の始まりを祝う新春会員交流会がホテルサンプラザで開催されました。松浦会頭は冒頭のあいさつで、「今年7月に開催される全道商工会議所大会は61年ぶりに岩見沢で開催される。岩見沢の地域経済を盛り上げながら大会を成功させたい。岩見沢の経済のために今年も頑張っていきたい。」と述べられました。

交流会では、会員企業の商品としてレストランコロナ、NORTH FARM STOCKのドレッシング、ベーカリー風花風花のトリュフ塩パン、NORTH FARM STOCKの北海道キューブポテトを用意しました。

コロナ5類引き下げ後、4年ぶりの開催となった本交流会は、来賓13名、会員120名、計133名のご参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

令和7年新春会員交流会は
令和7年1月7日(火)に
開催します。

お申込み方法等は、会議所だより12月号に掲載する予定です。

皆様のご参加お待ちしております。



開会の挨拶をする松浦会頭

令和5年度第2回臨時議員総会 ～1月9日(火) ホテルサンプラザにて開催

1月9日第2回臨時議員総会を開催しました。議案の「令和5年度上半期事業実施状況並びに各会計収支」は、原案通り承認されました。また、「新規会員加入」、「岩見沢プレミアム建設券の状況」の報告と本年7月岩見沢で開催される「第72回全道商工会議所大会」の進捗状況を各部会長から報告されました。



岩見沢商工会議所青年部「新春の集い」を開催 — 新年の門出を祝う —

1月8日にホテルサンプラザにおいて、岩見沢商工会議所青年部「新春の集い」を開催しました。

鈴木会長は冒頭のあいさつで、「今年度は、OB会の皆様と例会を通し懇親を深めながら青年部の歴史などを学び、それを元にお祭りやイベントへの参画の仕方や、青年部の今後の在り方を考える1年とした。令和4年度から継続している政策提言活動も令和6年度に順調に引き継がれ、どのような提言になるか楽しみ。」と述べられました。鈴木会長、松野市長、松浦会頭はじめ11名による鏡割りで祝宴に入りました。当日は来賓、会員合わせて約100名が参加し盛会のうちに終了しました。



鈴木会長のあいさつ



鏡割りの様子



新春の集いを終えて集合写真

YEGが創る夢ある北海道会議【宮谷征吾議長(岩見沢YEG)】主催

夢・キッズジョブコレクション2024を開催 — 312人の子どもが参加 働く楽しさを体験 —

小学生以下を対象にした職業体験イベント「夢・キッズジョブコレクション2024」(YEGが創る夢ある北海道会議主催)が1月11日、イベントホール赤れんがで開催され、多くの親子連れが詰めかけ、312人の子どもが参加しました。このイベントは、宮谷議長が「子ども達に働く事の意義と楽しさを感じてほしい」と企画したものです。会場では、建設業やパティシエなど10の職業体験ブースと5つの飲食ブースが開かれ、子どもたちは職業体験対価として獲得した通貨で飲食を楽しみました。参加した子どもから、「働いて稼いだお金で食べる食事は美味しかった」、「いろいろな仕事が体験できて楽しかった」と声があがり大盛況のうちに終了しました。



道内各地青年部メンバーの集合写真



レゴブロックとプラレールで街づくり体験



飲食ブース(インディアンカレー 帯広YEG)

「小規模事業者持続化補助金」のご案内

～申請締切は令和6年3月14日(木)です～

小規模事業者持続化補助金(=持続化補助金)は、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営計画を作成したうえで、販路開拓や生産性向上の取組みを支援する制度です。

具体的にはこんな時に使えます！まずは商工会議所までご相談下さい！

- 非対面販売のためのホームページの作成
- 店舗の改装
- チラシの作成、広告掲載
- 展示会出展費用など

区分	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については3/4)	2/3		
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	50万円 ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円上乘せ				

※それぞれの申請枠によって申請要件が変わりますので、公募要領をよくご確認ください。

持続化補助金の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

小規模事業者持続化補助金ホームページ：<https://s23.jizokukahojokin.info/>

申請受付スケジュール

第15回受付分 申請締切 **令和6年3月14日(木)**



申請を希望される方は、お早めに
岩見沢商工会議所指導金融課までご相談ください。

IT導入補助金 2024

岩見沢商工会議所が申請のお手伝いをします！

～業務効率化・データ活用・インボイス対応に活用可能～

「IT導入補助金」でIT導入・DXによる生産性向上を支援！

- ① 業務効率化、DX推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- ② インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用でき、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- ③ 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

＜今後のスケジュール＞

- 通常枠、セキュリティ対策推進枠、インボイス枠(電子取引類型)
 - 第1次締切 3月15日(予定)
 - 第2次締切 4月15日(予定)
 - 第3次締切 5月20日(予定)
- 複数社連携IT導入枠
 - 第1次締切 4月15日(予定)
- インボイス枠(インボイス対応類型)
 - 第1次締切 3月15日(予定)
 - 第2次締切 3月29日(予定)
 - 第3次締切 4月15日(予定)
 - 第4次締切 4月30日(予定)
 - 第5次締切 5月20日(予定)

IT導入補助金チラシ

詳しくはチラシをご確認ください。



IT導入補助金2024HPは
現在準備中です！
2月中頃に公開予定！

問合先 **岩見沢商工会議所 指導金融課 TEL 22-3445**

info@iwamizawacci.or.jp 岩見沢商工会議所HPの問い合わせフォームもご利用ください

健康経営コーナー



AEDで助かる命 あなたしか救えない命

～心肺蘇生とAEDの使用で社会復帰率は2.3倍に!!～

AED講習(救命救急講習)をぜひ!

岩見沢消防署では、AEDのほか救命救急講習を実施しています。もしもの時、近くにAEDを使える人がいるかないかは大きな違いです!!
みなさんも救命救急講習を受けてみてはいかがでしょうか。

道内自治体で唯一!! 岩見沢市のAEDの取組み

- ① AED設置場所と有効性の周知
- ② 全国AEDマップへの登録推進
- ③ AEDの貸出し、救命講習の開催

☆心室細動は、処置まで1分遅れるごとに生存確率が10%低下

★AED講習やAED購入(10万円台)のご相談は商工会議所までお気軽に!!

☆土日祝日開催の行事等へのAED貸出しもしています(応相談)

令和5年度分 所得税・消費税の申告受付がはじまります

～便利で使いやすいe-Taxのご利用を～

2月16日(金)から受付開始!お早目に相談してください!

区分	申告及び納税期限	振替納税の場合 ※振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)	4月23日(火)
消費税及び地方消費税	4月 1日(月)	4月30日(火)

■税務署で確定申告について相談をご希望の方

- ・確定申告会場 岩見沢税務署 二階会議室
- ・受付時間 午前9時～午後4時まで
- ※前年の確定申告書控え及び確定申告に必要な書類を持参下さい
- ・確定申告会場の入場は「入場整理券」が必要です

「入場整理券」の取得方法

- ①LINEで取得(来場希望日等を選択)
- ②確定申告会場当日分の入場整理券を取得

国税庁LINE公式アカウント



※作成済みの申告書の提出する場合など相談を必要としない方は「入場整理券」の取得は必要ありません

■申告書の作成は「確定申告作成コーナー」のご利用がおすすめです!

<https://www.keisan.nta.go.jp>

■ご自宅で確定申告 e-Taxを活用しましょう! e-Taxのメリット

- ①青色申告の場合最大65万円の特別控除
- ②税務署への申告書、決算書の持参不要
- ③添付書類の簡略化
- ④24時間いつでも申告
- ⑤還付金の入金が早い

岩見沢商工会議所で申告書作成のお手伝いをしています。ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。

【問合せ先】 岩見沢税務署 Tel22-0810
 岩見沢商工会議所 Tel22-3445

アプリ「Listen Radio」でFMはまなす配信中



FMはまなすが日本全国や世界のどこにいてもスマートフォン・パソコンから聴けるようになりました!



「週刊みなみ空知」

4月6日(土) 創刊予定

月額1,500円(税込)

お申込み・取材依頼はこちら

TEL:0126-35-6695

南空企画: 週刊みなみ空知創刊準備室
岩見沢市9条東1丁目27番地3号

令和6年能登半島地震に係る義援金募金(2月26日迄)

～ご協力をよろしくお願いたします～

○日赤の募金

当所の窓口の日赤の募金箱を設置しています。

○日本商工会議所 災害義援金募金
商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等のため義援金を募集。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

第34回 IWAMIZAWA ドカ雪まつりのご案内

第34回IWAMIZAWAドカ雪まつりが、2月17～18日の2日間、岩見沢駅東市民広場公園・イベントホール赤れんがで開催されます。例年好評の人間ばんば選手権、豚汁・きじ鍋無料配布等、様々なイベントが行われます。是非ご来場ください。

■日時 2月17日(土) 10時～17時
2月18日(日) 10時～15時30分

■会場 駅東市民広場公園
イベントホール赤レンガ

■同時開催
・いっしょにBoardGames(18日)
・冬の鉄道模型展(両日)

■主なイベント

◎2月17日(土)

- ・オープニングセレモニー
- ・自衛隊音楽まつり
- ・ダンス・ダンス・ダンス!
- ・プレーパーク
- ・豚汁無料配布(300杯)



◎2月18日(日)

- ・ちびっこ人間ばんば
- ・人間ばんば選手権
- ・ジャンボかるた取り
- ・岩教大「迅」よさこい演舞
- ・ふれあい動物園
- ・税金クイズ大会
- ・きじ鍋無料配布(800杯)



◎両日開催イベント

- ・巨大滑り台
- ・ドカ雪まつり屋台村
- ・スノーモービル乗車体験(有料)
- ・働く車展示&撮影会
- ・オンラインコンテスト作品紹介(18日表彰式)

《問合せ》 岩見沢市観光協会(有明町南1番地1) Tel:0126-22-3470

日商LOBO調査(早期景気観測)

【12月調査結果のポイント】

12月の業況DIは、▲8.4(前月比+1.3ポイント)製造業では、自動車関係や飲食品関係の需要増がけん引し、改善した。また、サービス業では、経済活動の回復に伴い、忘年会等の年末需要が増加した飲食・宿泊業を中心に改善し、卸売業でも、飲食・宿泊業からの引き合い増加で改善した。

一方、建設業では、公共工事の受注が下支えする中、資材価格の高止まりでほぼ横ばいとどまり、小売業では、物価高による消費者の買い控えの影響で悪化が続いている。エネルギー価格の高騰や人手不足に伴う人件費の増加等、コスト増は業種を問わず続いている。また、深刻な人手不足や適正な価格転嫁への対応等、経営課題は多く中小企業の業況は7か月ぶりに改善を示すも、力強さを欠いている。

「北方領土は日本固有の領土です」

領土返還を
求める国民の
強い意志を
署名に託そう



2月17日(土)及び2月18日(日)の2日間、ドカ雪まつり会場のイベントホール赤れんが内におきまして、北方領土返還要求署名活動を実施いたします。

皆様の署名のご協力をお願いいたします。

主催：(公社)北方領土復帰期成同盟
主管：北方領土復帰期成同盟
空知地方支部

先行き見通しDIは、▲14.3(今月比▲5.9ポイント)年始の初売りや次年度に向けた準備等、個人消費や設備投資の拡大に向けた契機がうかがえるものの、長引く物価高による買い控えやコスト増に伴う企業収益の圧迫により、全産業で悪化が見込まれている。また、国内需要が力強さを欠く中、深刻な人手不足や価格転嫁への対応等、企業経営の足かせは多い。加えて、欧州・中国等の海外経済の不安定さも重なり、先行きは厳しい見方が続いている。

業況DI(前年同月比)の推移

	23年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	先行き見通し 1月~3月
全産業	▲9.8	▲8.9	▲9.0	▲10.5	▲9.7	▲8.4	▲14.3
建設	▲19.2	▲18.8	▲16.5	▲14.3	▲11.7	▲11.0	▲12.2
製造	▲4.1	▲5.6	▲8.5	▲9.3	▲10.2	▲8.1	▲13.5
卸売	▲20.9	▲22.6	▲19.7	▲20.6	▲12.0	▲6.9	▲15.1
小売	▲18.5	▲12.7	▲9.2	▲16.0	▲18.7	▲20.8	▲22.0
サービス	2.4	3.4	0.2	0.0	0.2	2.4	▲10.0

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3か月の先行き見通しDI

中小企業のための 法律講座

配転命令が権利濫用となる可能性について

1 はじめに

従業員に対して従来の業務から別の業務に配転命令を行った場合、従業員が配転命令に納得がいかないとして、会社と従業員との間で紛争に発展するケースがあります。

本稿では、配転命令が権利の濫用に当たり無効となるかが争われた近時の裁判例について紹介したいと思います。

①事案の概要

Xさんは、長年、複数の会社において、運行管理者業務や配車業務を行っていました。Y社は、そのようなXさんの経験を見込んで、XさんをY社の運行管理業務や配車業務を担当すべき者として中途採用しました。しかし、Y社は、その後、Xさんに対し、倉庫業務に従事するよう配転命令（以下、「本件配転命令」といいます。）を出しました。

これに対し、Xさんは、Y社に対し、本件配転命令が、権利の濫用に当たり無効である旨主張し、倉庫業務に従事する雇用契約上の法的義務が無いことの確認訴訟を提起しました。

②裁判所の判断

裁判所は、配転命令が権利濫用に該当するかの判断基準として、a配転命令の業務上の必要性、b配転命令が不当な動機・目的をもってなされたかどうか、c労働者に通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるかどうかという最高裁判例の基準を踏襲した上で、以下の通り判断しました。

まず、a 配転命令の業務上の必要性について、Xさんの他に倉庫業務を担当すべき人材がいた等の事情に照らし、Xさんを倉庫業務に配転しなければならない必要性があったとしても高いものではないと判断しました。

他方で、b 配転命令につき、Y社がXさんを差別的に取り扱っている事情等は確認できず、Y社に不当な動機・目的があったとまでは認められないと判断しました。

もっとも、c Y社において、運行管理者の資格を活かし、運行管理業務や配車業務に従事することへのXさんの期待に大きく反し、その能力・経験を活かすことのできない倉庫業務に漫然と配転したこと、また、Y社からXさんに対しては、新規顧客開拓の営業業務が命じられていた事情や、倉庫業務の内容の範囲が不明瞭であった点を考慮し、今後、Y社からXさんに対してなれない肉体労働等の作業や現場作業を命じられる可能性が十分にあることは、看過することができないとして、本件配転命令は、Xさんに対し、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものと判断しました。

以上より、本件配転命令は、Y社には不当な動機・目的があったとまではいえないものの、Xさんを倉庫業務に配転しなければならない必要性は高くなく、Xさんに対し、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであることから、権利の濫用に当たり無効と解するのが相当であると結論付けました。

2 最後に

いかがでしたでしょうか。このように、労働契約における職種限定の合意がないような場合でも、配転命令が権利濫用となり無効になる場合があるのです。

本件は、配転命令の有効性のみが争われた事案でしたが、権利濫用による配転命令をすることで、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟等を提起される可能性もありますので、配転命令を行う際には十分に注意しなければなりません。

配転命令の権利濫用該当性については、上記の判断枠組みが確立しつつあるので、配転命令を行う際の指標としてぜひご参照していただけますと幸いです。

記事協力

弁護士法人 P L A Z A 総合法律事務所

弁護士 馬場 聡

弁護士 高木 陽平

岩見沢中心商店街除雪協議会からのお知らせ ～昨年度は通常より約4.5倍の排雪を実施！～

「岩見沢中心商店街除雪協議会」（事務局：岩見沢商工会議所）では、中心商店街に出掛けた方が安心して通行できるよう、安全安心で快適な冬の環境づくりとして、官民一体（地域住民、北海道、岩見沢市）となり、費用を負担することで他地区の道路より充実した除排雪に取り組んでいます。

昨年度実績は、完全排雪とカット排雪を合わせ、通常約4.5倍の10回を超える排雪（他地区は2.3回）を実施しました。協議会の取組みは、同封チラシに掲載しておりますので合わせてご覧ください。